

## 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団個人情報保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人浜田市教育文化振興事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の適正な取扱いに関して事業団の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。
- (2) 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する者として法令で定める記述等が含まれるものをいう。
- (3) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票にかかる者を識別するために指定されるものをいう。
- (4) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報等 特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。
- (6) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (7) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (8) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (9) 本人 当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。
- (10) 役職員等 事業団に所属するすべての理事、監事、評議員、職員及び嘱託職員等をいう。
- (11) 個人情報管理責任者 理事長によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、全ての役職員に適用し、退職後においても在任又は在籍中に取得又はアクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 事業団の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、事業団の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 事業団においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、事業団で取扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、継続かつ定期的に教育、訓練を行うものとする。

3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏えいしたり、不正に使用されたり、又は改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

3 個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) 事業団の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

4 前項にかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。

(1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等（要配慮個人情報を除く。）を取得した場合

(2) 個人情報保護法第16条第3項に定める各事由が存在する場合

5 第3項及び第4項の規定は、特定個人情報には適用せず、法令の定めに従うものとする。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める事業団の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得て、又は通知若しくは公表した利用目的（前条第4項第1号の事業の承継の場合には、承継前の利用目的）の範囲内でなければならない。

2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、事業団の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報(要配慮個人情報を除く。)を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること。

(2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること。

(3) 事業団との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 第2項の定めに従い、個人情報等を取扱う業務を第三者に委託した場合には、事業団が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏えい、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報等を取扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を取扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導、監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報等を消去・廃棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報等が外部に漏えいしていることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏えいについて役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏えいしていることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長のほか、影響を受ける可能性のある本人及び関係機関に報告しなければならない。

(1) 漏えいした個人情報等の範囲

(2) 漏えい先

(3) 漏えいした日時

(4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、理事長及び関係機関とも相談し、当該漏えいについての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 14 条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2 開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 事業団が既に保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 16 条 事業団の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備及び支援を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について理事長に報告するものとする。

(特定個人情報に関する取扱い)

第 17 条 特定個人情報に関する取扱いについては、理事長が別に定めるものとする。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、事業団が取扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。